

て含有する製剤その他の物（以下「1,3-ブタジエン等」という。）を製造し、若しくは取り扱う設備から試料を採取し、又は当該設備の保守点検を行う作業

イ 硫酸ジエチル又は硫酸ジエチルをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物（以下「硫酸ジエチル等」という。）を触媒として取り扱う作業

に労働者を従事させるときにおける発散源の密閉する設備、局所排気装置又はプッシュプル型換気装置の設置等講ずべき措置を定めること。

(3) 労働安全衛生規則の一部改正関係

労働安全衛生法第88条第2項に基づく計画の届出をすべき機械等として規定されている労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）別表第7に、1,3-ブタジエン等又は硫酸ジエチル等に係る発散抑制の設備（屋外に設置されるものを除く。）を追加すること。

(4) 施行期日等

- ① 一部の規定を除き、平成20年3月1日から施行すること。
- ② この政令及び省令の施行に関し必要な経過措置を定めるものとする。